

福祉3医療助成制度のご案内

問合せ 町民福祉課 福祉担当・子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

対象となる方が保険医療機関等を受診した際の医療費の自己負担額を助成します。以下に該当する方で登録されていない方はお問合せください。なお、①～③の制度に重複して登録することはできません。
すでに登録されている方で未申請の医療費がある方や加入する保険や住所等に変更がある場合は、お早めに申請をお願いします。

①こども医療費助成制度

対象者 町内在住で18歳到達後の最初の3月31日までの児童
※対象とならない場合もあります。詳しくは町民福祉課までお問合せください。

②ひとり親家庭等医療費助成制度

対象者 ・母子家庭、父子家庭、親がいないため親に代わってその子どもを育てている養育者家庭の保護者と児童(こども医療費を受給している児童は対象外)
・父(母)に一定の障害がある家庭の児童を監護する母(父)とその児童
※児童とは、18歳になった年度の末日(3月31日)までの子どもです。また、一定の障害がある児童の場合は20歳になるまでが該当となります。
※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

③重度心身障害者医療費助成制度

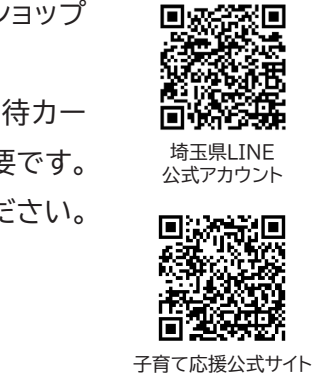
対象者 ・身体障害者手帳1級～3級所持者 ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
・療育手帳㊤・A・B所持者 ・後期高齢者医療保険の障害認定を受けた方
※65歳以上で上記に該当する手帳を新たに取得された方は対象外です。
※所得により支給停止となる場合(所得制限)があります。

パパ・ママ応援ショップ優待カードが新しくなります

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

18歳までの子ども、または妊娠中の方がいる家庭が利用できる「パパ・ママ応援ショップ優待カード」は、令和7年3月末日で有効期限が満了となります。
埼玉県LINE公式アカウント「埼玉県庁」で表示されるパパ・ママ応援ショップ優待カードを利用している方は、自動的に新しいカードに切り替わるので更新手続きは不要です。現在、紙の優待カードを利用している方も今後は便利なLINE版カードをご利用ください。新しい紙の優待カードは、町民福祉課(子育て支援担当)の窓口で配布しています。
なお、最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイトで検索が可能です。ぜひご活用ください。

対象 18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども(県内在住、在園、在学のいずれか)または妊娠中の方がいる世帯



児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当のご案内

問合せ 町民福祉課 子育て支援担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

【児童手当】
家庭等における生活の安定と次世代の社会を担う児童の健やかな成長を支援するための制度です。
対象 18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童(高校卒業まで)を育てている方
支給月 4月・6月・8月・10月・12月・2月
※公務員の方は所属庁から児童手当が支給されるため、公務員になった時や退職した時には手続きが必要です。

支給対象	月額(第1子、第2子)	月額(第3子)
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳～高校生年代(18歳に到達した最初の年度末)まで	10,000円	30,000円

※進学や就職に関わらず、22歳の年度末までの兄や姉について親等の経済的負担がある場合、多子加算の対象としてカウントされます。
※支払通知書は廃止となりました。支給額等の確認は支払日以降に通帳の記帳によりご確認ください。

【児童扶養手当】 ※所得に応じて支給額が決まります。
父母の離婚や死亡等により父または母と生計を同じくしていない児童を育てている家庭(ひとり親家庭など)や、父または母に政令で定める程度以上の障害のある家庭を支援するための制度です。
対象 下記に該当する、18歳に到達した日以降最初の3月31日までの児童を育てている方
※児童に政令で定める程度以上の障害がある場合は20歳まで対象となります。
・父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を同じくしていない児童
・父または母に政令で定める程度以上の障害がある児童

支給月 3月・5月・7月・9月・11月・1月 ※月額は令和7年4月からの支給額となります。

児童数	全額支給(月額)	一部支給(月額)
1人の場合	46,690円	46,680円～11,010円
2人目以降加算額	11,030円	11,020円～5,520円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合には支給されません。

【特別児童扶養手当】
精神または身体に政令で定める程度以上の障害のある児童を育てている家庭を支援するための制度です。
対象 精神または身体に政令で定める程度以上の障害がある20歳未満の児童を育てている方
支給月 4月・8月・11月 ※月額は令和7年4月からの支給額となります。

障害の状態	月額(児童1人につき)
1級(重度障害児)	56,800円
2級(中度障害児)	37,830円

※申請者や配偶者、同居等生計を同じくしている直系血族や申請者の兄弟姉妹が所得限度額を超えている場合、対象の児童が障害による公的年金を受け取ることができる場合、児童福祉施設等に入所している場合には支給されません。